

令和3年2月10日

於 教育委員会室

令和3年2月

大和市教育委員会臨時会

大和市教育委員会

令和3年2月大和市教育委員会臨時会

○令和3年2月10日（水曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	森 園 廣 子
3番	委 員	前 田 良 行
4番	委 員	及 川 紀 子
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	佐 藤 健 二	教 育 総 務 課 長	佐 藤 則 夫
学 校 教 育 課 長	溝 口 広 幸		

○書 記

教 育 総 務 課	
政 策 調 整 係	山 田 智 之
長	

教 育 総 務 課		教 育 総 務 課	
政 策 調 整 係	川 井 克 己	政 策 調 整 係	小 高 功
主 査		主 査	

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 議 事
日程第1（議案第1号）就学援助費の再認定等について
- 5 閉 会

開会 午前10時00分

- 柿本 教育長 ただいまから教育委員会2月臨時会を開会いたします。
会議時間は正午までとします。
今回の会議録の署名委員は、2番、森園委員、3番、前田委員にお願いいたします。

◎議 事

- 柿本 教育長 それでは、議事に入ります。
日程第1、議案第1号「就学援助費の再認定等について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

溝口学校教育課長。

- 溝口 学校教育課長 それでは、議案第1号「就学援助費の再認定等について」、ご審議をお願いいたします。

初めに、経緯についてご説明いたします。

就学援助費の認定を行うため、本来、総所得金額の合計額を用いるところを合計所得金額の合計額を用いていることが分かりました。原因としては、平成24年度に現在使用している基幹システムを導入する際の設定指示のミスとその後の確認が不十分であったこととでございます。

大和市就学援助費事務処理要領第4、算定基準についての①限度額と比較対象する世帯の所得等には、世帯の前年における生計を一にする世帯員全員の総所得金額の合計額と記載されております。総所得金額と合計所得金額の違いでございますが、総所得金額は各種控除後の金額、合計所得金額は各種控除前の金額であり、総所得金額のほうが低い金額となります。

続きまして、資料の中段を御覧ください。

年度ごとの対象件数と支給すべき金額の合計額を小・中学校別にまとめてございます。小学校では合計件数が38件、支給すべき金額の合計が243万7,697円でございます。中学校では、合計件数が21件、支給すべき金額の合計が209万3,167円となります。

今後の方針につきましては、誤って判定した方に対しおわびの文書を送付し、再認定を行い、支給すべきであった金額を支給いたします。今年度中に支給をしたいと考えております。

また、平成27年度から今年度までの方には、支給日が決定した後、

遅延損害金の額を決定するよう市長に申し出ることといたします。

平成24年度から26年度までの方につきましては、時効により支払い義務が消滅をしておりますが、本来の支給額と遅延損害金相当額を補助金として支給をしたいと考えております。

説明は以上になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

では、青蔭委員、お願いいたします。

○青蔭
委員

ありがとうございます。ご説明をお聞きしまして、なるほどと思ったのですが、ただ、申し訳ございませんが、総所得金額と合計所得金額をもう少し分かりやすくご説明いただけないでしょうか。

○柿本
教育長

では、溝口学校教育課長、お願いします。

○溝口
学校教育課長

合計所得金額というのは、基本的に収入があった額の合計額、要するに様々な控除についてそこから控除できる額があるにもかかわらず、控除をする前の額で、総所得金額は、合計所得金額からまだ控除できる額があれば、それを控除した額になります。そこが大きな違いになります。

○柿本
教育長

どうぞ、森園委員。

○森園
委員

要するに総所得金額のほうが小さくなるということですか。

○柿本
教育長

学校教育課長。

○溝口
学校教育課長

少し補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

合計所得金額と総所得金額を比べたときに、控除できるものがあるものにつきましては、合計所得金額からまた控除ができますので、同じ金額になるか、もしくは控除できるものがあれば、総所得金額が低くなります。要するに、低い金額で見なければいけなかったご家庭を高い金額のほうで見てしまっていたというところが、今回の誤りでございます。

○青蔭
委員

ありがとうございました。

このようなことが生じたのは、どこかに反省材料があるわけですから、ぜひこうしてフォローさせていただいて、なおかつ、過去に遡ってしっかりご対応いただき、二度とこういうことがないように、皆さんで検討していただきたいと思います。

何回も言いますが、私どももシステムを導入すると、ややもすると、

これでもう間違いないと思いがちです。しかし人間の手で本当にいいのか、もう一度チェックをしなければいけないと改めて思いました。

人間が入力をミスすることもありますので、どこかにもう一度人の手でチェックをしていくということを考えなければなりません。何年か前にも払い過ぎるということがありました。これも同じようなご説明がありました。そのときはなかなかもう使っていたということもあって、なかなか回収するのに大変な時間と手間がかかり、なおかつ、分割という方もおいでになって、最終的にかなり長い時間をかけて回収したことがあります。そのようなことを鑑みましても、やっぱりきちんとした形で、何ゆえにこうなったかということを検証して、二度と起こらないようにご検討いただければと思います。

○柿本 ありがとうございます。

教育長 この今回の再認定とともに、同じことが二度とないように内部で検証もきちんと進めてまいりたいと考えます。

ほかにご意見、よろしいですか。

前田委員、お願いいたします。

○前田 その後、おわびの文書を出されると思うのですが、その際には、行政の文書は非常に分かりづらいところがあるので、できるだけ分かりやすい内容の文章にしてほしいと思います。

以上です。

○柿本 ありがとうございます。

教育長 青蔭委員。

○青蔭 もちろん、前田委員もおっしゃるとおりですが、公式な文書で発する場合は、一応こういふことだと明確にうたって、そして、加えて少し分かりやすい文言で、ここがミスを生んだ原因だとうたってみた方がいいのかなと思います。

○柿本 ありがとうございます。

教育長 森園委員。

○森園 このような方針でご対応いただきたいと思います。

平成24年から同26年まで誤って判定したものについては、時効だけれども市民の公平の観点から手当を補助するとあります。

今回は時効になっているけれども公平の観点から支払うという対応になりますと、今後のことになりますが、時効で処理されてしかるべきものであっても、それなりの公平の観点からとか、いろいろ事情を鑑みて今後支払わなければならないという理由に用いられませんか。今回は特別なのでしょうか。

○柿本 学校教育課長。
教育長

○溝口 24年度から26年度までに認定の誤りがあった方々というのは、本来もらえた方々でございます。今回そこに時効により権利がなくなるという事情が出てきてしまいましたが、やはりほかの皆さんと同じようにお支払いしていきたいと考え、このような対応をさせていただきたいと考えております。

○森園 分かりました。
委員 時効という一つの決まりがあって、でもこういう事情ですからと、納得の上で相手の方に知らせていただかないと誤解が出るのではないかと気になりました。

○柿本 ありがとうございます。
教育長 ですので、今回は補助金という形で支給させていただきたいという提案でございます。
ほかにいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

○青蔭 速やかなご対応をお願い致します。
委員

○柿本 はい、ありがとうございます。
教育長 ほかに意見がないようでしたら、質疑を終結いたします。
これより、議案第1号について採決いたします。
本件の議案についてご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしということで、議案第1号は可決いたしました。

◎閉 会

○柿本 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
教育長 これにて、教育委員会2月臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時12分